

市民とともに発展するまち

1 保谷庁舎敷地活用

(1) 概要

令和6年度実施のサウンディング調査や市民の皆様からの意見聴取結果などを踏まえた「保谷庁舎敷地活用基本方針」に基づき、令和7年度は、公民連携事業による事業者選定を予定しています。

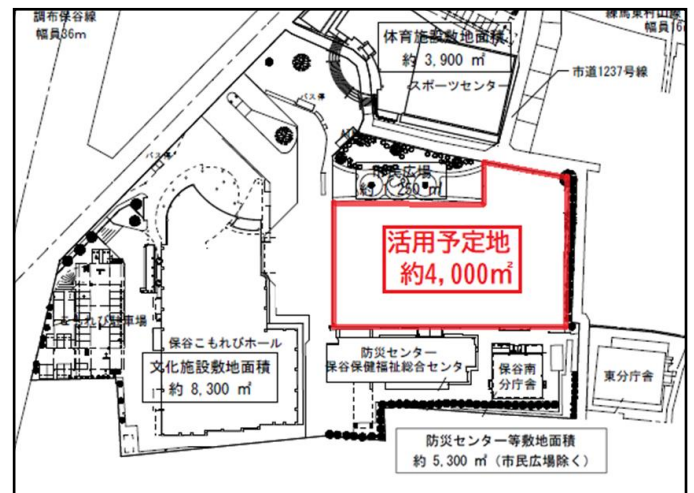
(2) 保谷庁舎敷地活用基本方針について

基本理念（コンセプト）は、子どもたちをはじめとした市民の皆様からの意見や第3次基本構想・基本計画の理念を踏まえ、以下のとおりです。

「子どもの健やかな育ちと賑わい・交流が生まれる憩いの場の創出」

また、敷地活用にあたり、事業者を求めるものは、以下のとおりです。

- ア 子どもの居場所の創出
- イ 多世代が集える賑わいの創出
- ウ 環境にやさしいまちづくり
- エ 地域の活性化
- オ 災害対応の支援



(3) 今後の予定

令和7年度 事業者選定

基本協定締結

令和8年度 敷地活用の整備、運用開始※

※敷地活用の内容によっては、令和9年度以降に運用開始の可能性有

【問い合わせ先】企画部 公共施設マネジメント課（TEL：042-420-2800）

2 農業用施設の整備等の補助制度を創設

(1) 目的

市内農業者の経営基盤の強化と、安定した農産物供給を図るために、農業用施設（ビニールハウス）の整備等に要する費用の一部を支援する補助制度を創設します。

(2) 補助対象者

市内農業者又は市外に居住しているが、市内に経営耕地を所有している農業者で、今後も市内で農業経営を継続する意向のある者

(3) 補助額

栽培用農業施設の設置、修繕、撤去、付帯設備の整備に係る経費の 1/2 にあたる金額を補助します。補助上限額は以下のとおりです。

ア 認定農業者・認定新規就農者 30 万円
ただし、1 事業あたり 90 万円未満の場合、上限額は 20 万円

イ 認定農業者以外 10 万円

(4) 予算額（案） 110 万円

【問い合わせ先】生活文化スポーツ部 産業振興課（TEL：042-420-2820）